

令和5年度 第1回 芦屋市指定管理者選定・評価委員会  
(美術博物館・谷崎潤一郎記念館) 会議要旨

日 時	令和5年6月26日(月) 午前10時00分～12時00分	
場 所	北館4階 教育委員会室(WEB会議システムによるリモート会議も併催)	
出席者	委員長 和田 聡子 委員 石井 隆之 委員 豊田 孝二 委員 岡 泰正 委員 山野 英嗣	
市出席者	企画部長 上田 剛 市長公室DX行革推進課主幹 三柴 哲也 市長公室DX行革推進課主査 井上 裕士 市長公室DX行革推進課員 山下 智大	
事務局	教育部長 川原 智夏 社会教育室長兼生涯学習課長 田嶋 修 社会教育室生涯学習課管理係長 石田 直也 社会教育室生涯学習課文化財係長 竹村 忠洋 社会教育室生涯学習課員 岸田 珠来	
会議の公表	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 非公開    <input type="checkbox"/> 一部公開    <input type="checkbox"/> 公開            会議に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。         </p> <p>           &lt;非公開・一部公開とした場合の理由&gt;            募集要項・選定基準等の審議において、公開することによって公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開とする。         </p>	

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 教育部長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選・副委員長の指名
- (6) 会議運営に関する説明等
- (7) 議題
  - ア 募集要項・業務仕様書について
  - イ 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について
- (9) 閉会

## 2 提出資料

- (1) 【資料1】委員名簿
- (2) 【資料2】募集要項（案）
- (3) 【資料3】業務仕様書（案）
- (4) 【資料4】審査要領（案）
- (5) 【資料5】選定基準（案）
- (6) 【資料6】令和3年度外部評価結果

## 3 会議経過

### (1) 開会

事務局：定刻になりましたので、ただ今より、第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会を始めたいと思います。

### (2) 委嘱状交付

事務局：時間の都合上、委嘱すべき委員へ机上配布で交付していることを説明。

### (3) 教育部長あいさつ

―――教育部長あいさつ―――

### (4) 出席者自己紹介

―――出席者自己紹介―――

### (5) 委員長互選・副委員長の指名

事務局：委員長の互選と副委員長の指名をしたいと思います。

芦屋市の指定管理の選定・評価委員会の規則第3条により、委員長は委員の互選により定めることとなっております。また、副委員長は委員長が指名することとなっております。委員長につきまして、いかがいたしましょうか。

岡委員：和田委員にお願いするのはいかがでしょうか。

事務局：委員の皆様いかがでしょうか。

―――異議なし―――

事務局：それでは、委員長は和田委員に選任されました。

続きまして、副委員長を和田委員長よりご指名いただきたいと思います。

和田委員長：副委員長は岡委員にお願いしたいと思います。

事務局：和田委員長から副委員長といたしまして、岡委員のご指名がございまし

たので、岡委員にお願いしたいと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、和田委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### (6) 会議運営に関する説明等

和田委員長：初めに、本日はウェブ会議システムを併用した開催ということでございまして、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条の規定により、出席として取り扱うものとしていただけるとのこととでございます。ウェブ会議システムの運用方法につきまして、事務局から改めてご説明お願いいたします。

事務局：ウェブ会議システムの利用において、映像の送受信ができなくなった場合があっても、音声即時に他の委員に伝わって、適時的確な意思表示ができましたら、出席とみなしております。なお、映像のみならず、音声を送受信できなかった場合は、当該のウェブ会議システムを利用する委員につきましては、音声を送受信できなくなった時刻から退席をされたものとみなします。

和田委員長：事務局の今のご説明につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

―――異議なし―――

和田委員長：では今後、事務局案に沿って、本委員会を運営していきます。

それでは次に、本委員会の成立要件についての確認でございます。

事務局からご報告、お願いします。

事務局：本日は、委員定数5名中、5名の御出席をいただいております、過半数以上のご出席でございますので、本委員会は成立しております。

和田委員長：次に、本委員会の公開及び非公開について、お諮りをしたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

事務局：芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開とさせていただきます。ただし、同条例の第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や、公開することにより会議の構成または円滑な運営が著しい支障を生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性がありますので、公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開とすべきと考えております。

和田委員長：事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

―――異議なし―――

和田委員長：では、本会議につきましては非公開ということで決定いたします。

次に、議事録の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべきとされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

和田委員長：事務局の説明がございましたが、質問、ご意見いかがでしょうか。

―――質問・意見なし―――

和田委員長：そうしましたら、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め非公開の趣旨を損なわない範囲で公開ということで決定させていただきます。

## (7) 議題

### ア 募集要項・業務仕様書について

和田委員長：では、本日の議題でございます「募集要項・業務仕様書」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：募集要項・業務仕様書について説明

和田委員長：募集要項・仕様書につきまして、ご意見ございましたらお願いいたします。

豊田委員：募集要項の10ページの下から11ページにかけて、それぞれの経費の区分等が書かれています。一方、様式の2-11でも支出が幾つか書かれています。この前の表と後ろの表の区分が、ちょっと整合していない。10ページの表が分かりやすいと思うので、それに合わせて後ろの様式も並び替えをしていただければ、分かりやすいかなと思います。少しご検討いただければと思います。

事務局：ご指摘いただいた件ですけれども、募集要項の10ページの表のほうで分かりやすいというご意見を頂きましたので、そちらのほうに合わせていきたいと思っています。

豊田委員：次に仕様書21ページの(4)利用者アンケートがあって、3行目で市の指定するアンケート用紙を基本とするとありますが、今どきアンケート用紙だけというのも、どうかと思います。積極的に他の方法でも市民の方の意見を吸い上げられるような何か工夫があったほうがいいのかなと思います。何か別の方法でも提案があればいいかなと思っております。この辺りもまたご検討いただければと思います。

事務局：検討は進めたいと思いますが、意図としましては来館者にその場でなるべくアンケートを受け取って、その場で提出していただきたいと考えております。例えばウェブの場合、その場でやっていただければ良いのですが、持ち帰ってしまいますと、アンケートの提出を忘れてしまうのかなというのがありますので、できましたら利用者アンケートにつきましては、その場で感じたことをすぐにお答えいただいたほうが良いかと思い、今、このような様式で考えております。ウェブ等につきましても、実際に運用していく中で、何か新しいやり方について研究してまいりたいと思います。

和田委員長：提案ですけれども、今後のウェブでのアンケートも検討されるということであれば、チラシにQRコードをつけておくと、持ち帰られてもそのQRでアンケートも可能になると思います。またご検討ください。

豊田委員：次に仕様書の22ページから23ページに施設管理者と市との役割分担がありますが、賠償責任の箇所、指定管理者に帰責事由があるものと、市に帰責事由があるもの、それぞれ分けていらっしゃると思いますが、両方に帰責事由ない場合には、どちらが責任を負うかが明確ではない。例えば、第三者が何かした場合とかは、これに含まれないのかなと思いますので、そこも書いておいたほうが良いかなと思いました。ほかで読み取れるのかもしれませんが、ご検討いただければと思います。

事務局：第三者的な外的要素が入った場合の損害賠償につきましては、内部で協議させていただいて、またご提案させていただきたいと思います。

豊田委員：最後に施設賠償責任保険に加入することとありますが、現在の指定管理者はどういった保険に入っていますか。次回まで結構なので、現在の保険内容も確認しておきたいと思いますので、それが分かる資料と一緒にご提示いただければありがたいなと思います。ご検討ください。

事務局：本日はお配りできませんでしたが、書類としてはありますので、次回、各委員にお配りさせていただきたいと思います。

岡委員：仕様書18ページのデジタルアーカイブの箇所ですが、5か年のうちに指定管理者がデジタルアーカイブを立ち上げて、発信しなさいということなんでしょうか。一から収蔵資料を全部分かって、デジタル化に進めないといけないうのは、非常にハードルが高い。特に博物資料がある場合は、具体的にどういうところまでやればいいのか分からない。これは具体的に説明が必要かと思います。

富田碎花資料に関して、年に1回程度展示会を行うということは、指定管理者が行うということですね。富田碎花旧居のその他の業務は市が指定する別の事業者が行うとありますが、これは別の指定管理の方がされるのですか。そこがよく分かりませんでした。

事務局：富田碎花旧居ですけれども、ご指摘のように展示につきましては、指定

管理者が年1回行うとさせていただいております。旧居の施設的な部分の維持管理につきましては、指定管理者ではなく、市が行っております包括管理で、施設の空調設備点検や修繕業務を行う契約がございますので、そちらで管理をしております。

また、こちらの施設につきましては、水曜日と日曜日を開館日としており、富田碎花の別の業務としまして開館についての業務委託をしております。そちらで管理人が水曜日、日曜日につきましては常駐を必要とすることにつきまして、その他業務と記載をさせていただいております。

岡委員：わかりました。具体美術に対して注力するようにと説明がありましたが、それは文言として、何ページのどこに出てきますか。

事務局：具体美術の部分につきましては、仕様書の17ページの下から7行目に記載しております。

岡委員：周年事業を適宜行うというところですね。同じく、小出檜重の生誕140年があるけれども、個別にそういうテーマを与えるのはどうかと思うので控えたという説明でしたね。

事務局：そのとおりです。

岡委員：その周年で何もしないわけにもいかないでしょうから、大きな特別展じゃなくても、それに関わることをすることってというのは入れても構わないのかなと思っていますがいかがでしょうか。

事務局：小出檜重の関連事業につきましては、事務局では、記載しますと限定し過ぎと認識しておりましたが、市としてもやらないわけにはいかない、やっていただくことが前提になるとは考えておりましたので、追記させていただく形で検討させていただきたいと考えております。

山野委員：小出檜重の事業ですが、小出檜重も谷崎潤一郎の『蓼食う虫』の挿絵を描いていたりするので、そういう関連で谷崎潤一郎と連携しながらされたらどうでしょうか。140周年は大阪の中之島美術館が大きくやると思います。それに対抗するのは非常に厳しいので、こちらの性格を出すような、そういう特色ある取組を行うということの一つ入れていただけると、どうかなと思います。

具体美術も、ここが本当は本家本元で、具体美術の研究拠点だったんですね。それが阪神・淡路大震災以降、御存じのようにこういう指定管理者制度になりまして、具体美術は兵庫、あるいは大阪、あるいはもう世界的に、非常に幅広くなってしまったので、改めて芦屋で何をすべきかを真剣に考えたほうが、芦屋市立美術博物館の性格を前面に出す意味で有効かなと思います。もう対抗しようにも、この指定管理料ではまず太刀打ちできませんので、そういうところを考えていただければと思います。

和田委員長：今の大阪の美術館などが大きなものをするのと対抗できないというご

指摘に関連して仕様書の15ページで(2)連携事業に関することと  
いうところで、前回の契約から美術博物館と谷崎潤一郎記念館、一緒  
の指定管理になったことで連携効果が非常に出たとの報告がありまし  
た。まず市の中での連携、効率性、効果性という観点で非常に規模の  
経済性は働くと思います。

同じように、他の美術館で大きなことをなさるとなったときに、対  
抗という意識よりも、むしろ連携という意識が大事ではないかと思  
います。(2)連携事業に関することという部分で、市内の連携から市外、  
近隣他市との連携というものを、意識されてはいかがでしょうか。

事務局：近隣市、市外の施設との連携についてですが、事務局としましては、近  
隣の教育機関というところで、「市外の」というところを含んでいるイメ  
ージだったのですが、ご指摘いただいた中では、少し分かりづらいのかな  
というところがございますので、修正を検討したいと思います。

和田委員長：仕様書17ページ、喫茶室の資料がありますが、それが今回の指定  
管理に関係なく、市のほうが先に指定をしてというようなことになっ  
ております。こちらの運営ですが、指定管理者との関係がどういう形  
になっているのか、教えていただければと思います。

事務局：喫茶室に関しましては、前回の募集時に指定管理業務に含められないか  
ということも検討しておりました。現在の指定管理者にヒアリングを行  
いましたところ、飲食につきましては難しい部分があるため、指定管理を受  
けるに当たってかなりハードルが上がってしまうという回答がありました  
ので、指定管理業務に飲食店の経営を含めることを断念した経緯がござ  
います。

和田委員長：経緯、事情はよく分かりました。ありがとうございます。

### イ 審査要領・選定基準について

和田委員長：次に「審査要領・選定基準」について事務局から説明をお願いします。

事務局：審査要領・選定基準について説明

和田委員長：「審査要領・選定基準」について、質問がありましたらお願いいたし  
ます。

石井委員：前回は何社ぐらいから提案があったのでしょうか。

事務局：前回、実際の提案申請は1社になります。ただ、現地説明会には5社ほ  
ど来ていただいたのですが、冒頭にご説明差し上げたとおりの提案期間が短  
く、提案できなかったというところが多くございました。

石井委員：SNSを活用すると記載があり、一つの集客の方法として必要だと思  
いますが、SNSにしても自社だけのリソースでやるのと、それなりの  
専門の人の意見を入れるというのはまた違うと思っています。施設のフ

ェイスブックを拝見しますと、チラシがそのまま載っているだけで見にくかったりしました。そういう見せ方の工夫も、必要だと思っています。

事務局：今の意見が配点のところどこに表れてくるのかですが、啓発等に重きを置いていただくというのは事業の取り組みになりますので、そういったところのプレゼンなり事業計画書で、ご判断いただけたらと思っております。

岡副委員長：市長が代わられている中で、方針の変更、例えば現状のまま指定管理にすべきか、指定管理ではなく直営ですべきとか、そのような発信はありましたでしょうか。我々はこれに関してはご提示いただいた内容でやるわけですが、市側としての考え、新しい市長の考えに何か変化はありますか。命題を与えるだけでは結局、業者任せになってしまうので、どうイニシアチブをとるのかということも気になっています。

事務局：指定管理については今のところは現行どおりということでございます。今後、5年間の中でも市長からいろんな提案はあるのかも分かりませんが、それにおいて市が対応できる範囲と指定管理が対応できる範囲というのはあるかと思っておりますので、そこは見極めていきたいと思っております。

また、先ほどのデジタルアーカイブの件ですけれども、記載の内容につきまして、もう一回内部で検討させていただきたいと思っております。

豊田委員：外部評価結果の中で、全般的事項でCという評価が出ています。これは具体的にどのあたりがよろしくなかったのか。もしお分かりであれば教えていただければと思います。

事務局：基本的な部分は問題なくできていると判断しておりましたが、何度か市への報告書類の提出後の数値の訂正ですとか、提出期限の遅れですとか、そういった部分がございますのでCの評価となっております。

豊田委員：その例ですと令和4年度の書類の提出状況は改善されておりますでしょうか。

事務局：令和4年度につきましても劇的な改善というのはあまり見られていない状況です。

和田委員長：貴重なご意見をいろいろ出していただきましたので、指摘いただいた点を修正いただきますようお願いいたします。

なお、委員会でご指摘いただいた内容の確認について、委員長の私に一任いただければと思います。よろしく申し上げます。

#### (8) 次回以降の委員会日程について

和田委員長：議題はすべて終了しました。

次に、次回の日程調整及び現地見学について、事務局から説明をお



願います。

事務局：事業者から応募締め切り後に事業者との利害関係の有無につきまして、委員の皆様にご照会をさせていただきます。利害関係のある場合につきましては、公平・公正に審査を行うため委員の交代をさせていただく場合がございますので、よろしくお願いいたします。

#### (9) 閉会

和田委員長：それでは、以上をもちまして、本日の委員会は終了いたします。  
本日はありがとうございました。